

令和2年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する  
積算基準対照表【業務委託編】

令和2年10月1日以降に起工起案する工事及び業務から適用する積算基準を改定します。  
積算基準は、国土交通省の積算基準書等（令和2年度版）に準拠しますが、一部事項について、  
下記に記載のとおりとしますので、使用にあたっては留意してください。

○【基準図書⑥】設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書（参考資料）

基準書ページ（※） (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
3－1－3 (1－4 設計変更の 積算)	<ul style="list-style-type: none"><li>業務委託の変更は、<u>官</u>積算 書をもとにして・・・</li><li>業務価格 = 変更<u>官</u>積算業務 価格 × (直前の請負額／直 前の<u>官</u>積算額)。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>業務委託の変更は、<u>県</u>積算書 をもとにして・・・</li><li>業務価格 = 変更<u>県</u>積算業務 価格 × (直前の請負額／直前 の<u>県</u>積算額)。</li></ul>
3－1－3 (1－4 設計変更の 積算 (注))	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 変更<u>官</u>積算業務価格は、 <u>官</u>単位、<u>官</u>経費をもとに・・・。</li><li>2. 直前の請負額、直前の<u>官</u> 積算額は、・・・。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 変更<u>官</u>積算業務価格は、 <u>県</u>単位、<u>県</u>経費をもとに・・・。</li><li>2. 直前の請負額、直前の<u>県</u> 積算額は、・・・。</li></ul>
4－1－2 3 (5－1－5 共通項 目(4)旅費交通費(車 両運転費) ①運転距 離)	<ul style="list-style-type: none"><li>積算上の基地等は<u>別途、特記</u> <u>仕様書</u>にて定める。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>積算上の基地等は<u>原則とし</u> <u>て、発注事務所とする。</u></li></ul>
4－1－3 2 (5－2－6 共通項 目(5)旅費交通費(車 両運転費) ①運転距 離)	<ul style="list-style-type: none"><li>積算上の基地等は<u>別途、特記</u> <u>仕様書</u>にて定める。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>積算上の基地等は<u>原則とし</u> <u>て、発注事務所とする。</u></li></ul>
参1－1－1 (2－1 設計価格等 の扱い)	<ul style="list-style-type: none"><li>設計に使用する価格は、原則 として、<u>入札時（入札書提出</u> <u>期限日）</u>における市場価格と し、・・・。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>設計に使用する価格は、原則 として、<u>業務起工起案日</u>にお ける市場価格とし、・・・。</li></ul>

参1－1－2 (2－2 端数処理等の方法(7) 単価表の合計金額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>1) 土木設計業務等</u></li> <li>・ <u>2) 測量業務及び地質調査業務</u></li> <li>・ <u>単位数量当たり単価の場合、・・・。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 削除。</li> <li>・ 削除。</li> <li>・ 削除。</li> </ul>
参1－2－4 (1－3 旅費交通費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>・・・1－3－1、1－3－2によりがたい事象の発生や業務の設計変更が生じた場合は、当初設計分も含めて1－3－3を適用する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>・・・1－3－1、1－3－2によりがたい事象が生じた場合は、当初設計分も含めて1－3－3により設計変更する。</u></li> </ul>
参1－2－6 (1－3－3 旅費交通費の率を用いない積算(1) 通勤及び宿泊・滞在の区分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>1) 通勤可能な目安は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度)もしくは片道所要時間1時間程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。</u>   <u>なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。</u>   <u>現地での作業を伴う業務は連絡車(ライトバン)運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算する。</u> </li> <li>・ 地質調査業務及び・・・。</li> <li>・ <u>2) 空中写真測量及び・・・本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までと</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>1) 通勤の場合、積算上の基地から現地までの片道距離に応じて積算する。</u>   <u>ここでいう積算上の基地とは、原則として発注事務所とする。また、業務に係わる交通手段は連絡車(ライトバン)運転で積算することを標準とし、運転速度については、一般道の場合は30km/h、高速道路等を利用する場合は60km/hとする。</u> </li> <li>・ <u>2) 地質調査業務及び・・・。</u></li> <li>・ <u>3) 空中写真測量及び・・・本拠飛行場から積算上の基地までとする。</u></li> </ul>

	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (※ 1 文追加)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>3) 往復旅行時間に係る直 接人件費・・・。</u></li> <li>・ <u>4) 上記 1) の範囲を超 え、・・・。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>4) 発注事務所での打合せに かかる旅費交通費は、片道所 要時間を 1 時間として積算 することを標準とする。ま た、発注事務所以外で打合せ を行う場合は、別途考慮する こととする。</u></li> <li>・ <u>5) 往復旅行時間に係る直 接人件費・・・。</u></li> <li>・ <u>6) 上記 1) の範囲を超 え、・・・。</u></li> </ul>
参 1－2－1 1 (1－9 設計変更の 積算)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計変更における業務費（業 務委託料）の変更は、<u>宜積算</u> 書を基にして・・・</li> <li>・ 業務価格 = 変更<u>宜積算</u>業務 価格 × (直前の請負額／直前 の<u>宜積算</u>額)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計変更における業務費（業 務委託料）の変更は、<u>県積算</u> 書を基にして・・・</li> <li>・ 業務価格 = 変更<u>県積算</u>業務 価格 × (直前の請負額／直前 の<u>県積算</u>額)。</li> </ul>
1－2－1 1 (1－9 設計変更の 積算 (注))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1. 変更<u>宜積算</u>業務価格は、 <u>宜単位</u>、<u>宜経費</u>をもとに・・・。</li> <li>・ 2. 直前の請負額、直前の<u>宜 積算</u>額は、・・・。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1. 変更<u>宜積算</u>業務価格は、 <u>県単位</u>、<u>県経費</u>をもとに・・・。</li> <li>・ 2. 直前の請負額、直前の<u>県 積算</u>額は、・・・。</li> </ul>
参 3－2－3 (1－2 運搬費の積 算 (1))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (ここでいう積算上の基地 とは、原則として<u>現地に最 も近い本支店等が所在する</u> <u>市役所等</u>とする)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (ここでいう積算上の基地 とは、原則として<u>発注事務 所</u>とする)</li> </ul>

※基準書ページ：設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書（参考資料） 令和2年度版

一般財団法人 経済調査会 発行のページ